

公示番号：19a00134

国名：タンザニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：コメ振興能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年7月下旬から2019年10月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.60M/M、現地 0.77M/M、合計 1.37M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
6日	23日	6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月3日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf
をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年7月16日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	タンザニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし。ただし、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めない。

(2) 必要予防接種：基本的に日本からの入国時にイエローカードの提示は義務付けられていないが、緊急時の周辺国への出国に備えてイエローカードの持参を強く奨励する。詳細は以下の資料のタンザニアに関する情報を参照願います。「国別渡航情報一覧」
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

6. 業務の背景

タンザニア国において農業分野は、GDP の約 4 分の 1 及び輸出額の約 2 割程度を占め、かつ人口の 4 分の 3 の生計を支えており、同国の経済成長の核あると共に貧困削減の鍵である。そのため 2010/11 年度から 5 年間を対象とする国家開発戦略「成長と貧困削減のための国家戦略フェーズ II (MKUKUTA-II)」では、農業の成長率を 2015 年までに 6.0% に上げることを目標としているが、農業セクター成長率は過去数年 4~5%/年 に止まっている。その中でメイズに次ぐ穀物生産量 (132 万トン、2012 年) であるコメは、技術的観点から生産増のポテンシャルが高くかつ換金作物である事から、「農業の商業化」を目指すタンザニア政府は、コメ生産量の増加を優先課題としている。しかし、消費の増大に国内生産が追い付かず、10 万トン以上を海外からの輸入に頼っている。そのためタンザニア国は国家稲作開発戦略 (National Rice Development Strategy: NRDS) を 2009 年に策定し、2008 年のコメ生産量 899,000 トンを 2018 年には 1,963,000 トンへ倍増することを目標として掲げている。

我が国は、タンザニア国における農業分野支援として、1970 年代からキリマンジャロ州における灌漑稲作技術にかかる協力を実施してきた。その成果として、「キリマンジャロ農業技術者訓練センター (KATC)」の機能が強化されるとともに、農家圃場でのコメの生産性が向上する栽培体系と研修方法が確立された。引き続いて 2007 年~2012 年は、この研修方法を活用してコメ生産技術を全国に普及することを目的に、各地域を担当する農業研修所 (5 ヶ所) と連携した技術協力プロジェクト「灌漑農業技術普及支援体制強化計画 (タンライス-1)」が実施された。同プロジェクトでは、コメ生産性の向上を目標として約 40 ヶ所の灌漑地区に対する研修を実施し、農家圃場レベルでの普及効果が確認された。また、より経験のある灌漑地区に対しては、マーケティングや灌漑組合組織強化などの分野で「課題別研修」を実施した。

こうした状況を受けてタンザニア国政府は我が国に対し、農業・食糧保障・協同組合省 (MAFC) 研修局とザンジバル農業・天然資源省 (MANR) をカウンターパート機関、MAFC 研修局の 6 研修所及び MANR のキジンバニ農業研修所 (KATI) の計 7 ヶ所を実施機関として、灌漑農地だけでなく天水畑地・天水低湿地も含めたコメ生産に係る研修を通じた技術普及を推進するため、さらなる技術協力の要請を行った。これを受けて JICA は、2012 年 11 月から 6 年間の予定で技術協力プロジェクト「コメ振興支援計画プロジェクト」(タンライス-2) を実施しており、2019 年 12 月に終了予定である。

タンザニアは、現行プロジェクトの成果を活用しつつ、タンザニア国における持続的なコメ生産性向上に向けた支援を行うべく、「コメ振興能力強化プロジェクト」(以下、「新規プロジェクト」) の実施を我が国に要請し、採択された。

本詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書

(M/M) 締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

新規プロジェクト詳細計画策定調査として技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、新規プロジェクト協力計画合意形成のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2019 年 7 月下旬)

- ① 要請背景・内容を把握 (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析) の上、現地調査で追加収集すべき情報を検討する。必要に応じ、タンザニア側関係機関 (C/P 機関等) に対する質問票 (案) (英文) を作成し、JICA 本部に提出する。
- ② 評価 5 項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点から、プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案の検討及び作成に協力する。
- ③ 他ドナー等が実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集・分析を行う。
- ④ 必要に応じて対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2019 年 8 月下旬～9 月下旬)

- ① JICA 団員に約 1 週間先行して、予め JICA タンザニア事務所を通じ配布した質問票を回収し、不備があれば追加調査等を行う現地調査期間に調査を進め、農業省 (MoA)、キリマンジャロ農業研修センター (KATC) 等との協議結果を JICA 団員に報告する。
- ② JICA タンザニア事務所等との打合せに参加する。
- ③ タンザニア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。その際、予め JICA タンザニア事務所を通じ配布した質問票を回収し、収集した情報を取りまとめる。
- ④ 協議の結果及び収集した情報、資料を基に、他の調査団員と協力して、本プロジェクトの概要 (協力の範囲、活動内容、投入規模、実施工程、現地再委託の有無等)、プロジェクトにおけるタンザニア政府機関の実施運営体制を検討・提案する。
- ⑤ PDM 案、PO 案、R/D 案の作成に協力する。
- ⑥ タンザニア側関係機関との協議で合意された内容に基づき、M/M (Minutes of Meetings) 案 (英文) の作成に協力する。
- ⑦ 評価 5 項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) を作成し、とりまとめに協力する。
- ⑧ 現地調査結果の JICA タンザニア事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2019 年 9 月下旬)

- ① 事業事前評価表 (案) 作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画調査報告書 (案) を作成するとともに、他の担当分野の調査団員が作成する報告書 (案) を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) (含む、事業事前評価表案、RD 案)

電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上すること）。

航空経路は、日本⇄ドバイ/ドーハ⇄ダルエスサラームを基準とし、経済的かつ効率的な経路を選択して下さい。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

2019年8月31日～9月22日を予定していますが、現地の状況等により変更する場合があります。また、JICAの調査団員に約1週間先行して現地調査の開始を予定しています。なお、渡航時期は変更される可能性もあります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

エ) 種子生産 (JICAが別途契約するコンサルタント)

③便宜供与内容

JICAタンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICAの調査団員到着前の関係機関へのアレンジについては、本コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム (TEL:03-5226-8428) にて配布します。

- ・「コメ振興能力強化プロジェクト」要請書 (写)
- ・「コメ振興支援計画プロジェクトフェーズ2」詳細計画策定調査報告書
- ・「コメ振興支援計画プロジェクトフェーズ2」終了時評価和文報告書(案)
- ・「コメ振興支援計画プロジェクトフェーズ2」終了時評価報告書

② JICA 事業評価における評価基準・手続きについては、ウェブサイトで公開されています。

(<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>)

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② タンザニア入国に際しては、手続き方法が頻繁に変更するため、JICA タンザニア事務所から提供される最新情報に従って下さい。
- ③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。
- ④ また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上